

令和4年度 第6回(9月)名張市教育委員会会議録

1. 開催場所	名張市役所2階 庁議室
2. 開催日時	令和4年9月1日(木) 午後 2時00分 開始 午後 4時20分 終了
3. 出席者	西山嘉一教育長、藤本幸生委員、川原尚子委員、辻愛委員、丸下純一委員
4. 欠席者	なし
5. 事務局	鷺阪文宣教育次長、金森國康教育総務室長、堺谷明香教育総務室学校給食・学務担当室長、福島良和学校教育室長、松田淑子教育センター長、渡邊秀樹市民スポーツ室市民スポーツ係長、松本孝寿文化生涯学習室長、山口浩司図書館長、山村和久教育総務室教育総務係長(書記) (以下、議事録中は役職名は省略。)
6. 事項	下記のとおり

(教育長) 定刻になりましたので、ただ今から令和4年度の第6回の定例教育委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。学校の方も8月29日から2学期が始まったわけでございますけれども、後ほど、学校でのコロナの様子であったりとか、子どもたちの様子であったりと報告させていただくわけでございますけれども、8月23日に臨時の学校長会を開きまして学校の対応についても話をし、2学期を迎えさせていただいたわけでございます。今もっては感染の様子を注意深く見守っているというような、爆発的な感染の様子もございませんもので、注意深く見守るという状況になってくるのかなと思っております。2学期につきましては、学校だけではなく市におきましても様々な行事があるわけございまして、予定もされているわけでございますけれども、また色々な形でご意見、またご質問をいただければと思っておりますのでございます。座って失礼します。そうしましたら、議事に入ります前に、本日の会議の公開についてお諮りを致します。本日の会議の事項中、報告第19号臨時代理した事件(令和4年度9月補正予算要求)の承認について、協議(1)令和4年度名張市スポーツ大賞表彰に関する審査について及びその他の項の1)児童生徒の問題行動について(7月分)につきましては、名張市教育委員会会議規則第8条の規定により非公開とすることを提案致しますが、委員の皆様方におかれましてはご異議ございませんか。

(委員) はい。

(教育長) はい、異議がないようでございますので、これらの案件につきましては非公開として会議を進行いたします。

1 報告

第19号 臨時代理した事件(令和4年度9月補正予算要求)の承認について【非公開】

第20号 臨時代理した事件（名張市青少年補導センター運営協議会委員の委嘱及び任命） の承認について

（事務局 説明）

（教育長）はい、ありがとうございました。ただ今、事務局の方から説明があったわけでごさいますけれども、各委員さんの方でご質問あるいはご意見ございましたらお出しただけならというふうに思います。委員よろしいですか。はい、委員。

（委員）ありがとうございます。補導センター4名ですかね、職員の方がおっただいて、本当に日々小学校の低学年の下校指導や色々な見回り等、本当に忙しく取り組んでいただいているのを、よく見せていただいております。昨年度の活動の反省を今聞かせていただきましたが、二点質問させてください。6ページの補導センターの業務の中に青少年相談とありますが、これがどんなものがあったのか、もし分かっておたらお聞かせください。それから、7ページの12条の補導委員を置くことができるというのは、現に補導委員さんはおっただいのかどうかということです。まずその二点を。

（教育長）はい、事務局。

（事務局）青少年相談につきましては、今年度一件あったように聞いております。内容につきましては、子どもさんの学校の行き渋りに関して保護者の方からご相談いただいたということで、一件聞かせていただいております。補導委員さんについては置いているような記憶はございません。

（教育長）よろしいですか。はい、委員。

（委員）5ページのその協議会委員の名簿を見せていただきましたが、様々な団体の代表の方に出していただいて、補導センターの運営に関わって協議していただいております。この5ページの名簿に入っている、この方々の団体さんの子どもたちの青少年健全育成についてであったり、名張市の課題になっている事に対して、それぞれが取り組んでいただいているかと思いますが、それらを協議する場は別にあるわけですか。その辺りについて教えていただければと思います。補導センターとは直接関係ないのですが。

（教育長）はい、事務局。

（事務局）はい、この運営協議会の中で、当然補導センター以外の部分に関してもある程度意見はありますが、基本的には補導センターの活動並びに、その補導センターの見守りの対象となります子どもたちの動き等の協議を中心に行われております。

（教育長）委員よろしいでしょうか。

（委員）色々な団体活動をしていただいている中で、情報交換や取組の協力依頼など、大

きな組織として年に2、3回集まって情報交換したりとか依頼したりとか、そういう場が名張市として、あるいは教育委員会が音頭をとって実施しているものはない、ということですね。これは補導センターの運営に関わる協議会ということですね。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) この中で、例えば青少年育成市民会議に関わっていただいている方等でしたら、補導センターにかかわらず青少年育成市民会議全般でご協議をいただいておりますが、これとイコールなメンバーで青少年育成に関する協議というのは、今のところ実施しておりません。

(教育長) この会議の場でも、名張の子どもの情報交換という時間を取っておりますので、大きな役割を担っております。そういったところで各団体から見える子どもの姿というものも、出てまいります。情報交換のところで。

(委員) 別に何かってないということですね。情報交換を利用してという事ですね。はい、わかりました。

(教育長) はい、ありがとうございます。他の委員さん方でいかがでしょうか。委員いかがですか。

(委員) はい、特にございません。ありがとうございます。

(教育長) ありがとうございます。そうしましたら、ただ今報告ありました件でございますけれどもご異議がないようでございますので、承認ということで処理をさせていただいてよろしいですか。

(委員) はい。

(教育長) そうしましたら承認ということで処理の方をよろしくお願い致します。続きまして議案の方に移らせていただきたいと思います。議案第9号と第10号を一括して提案をし、議論に入らせていただきたいと思います。

2 議案

第9号 名張市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

第10号 名張市立図書館資料除籍要綱等の一部を改正する要綱の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい、ありがとうございました。ただ今、事務局の方から説明が終わったわけでございますけれども、委員の皆様方でご質問ご意見ございましたらお出しただけたら

と思います。

(委員) はい。

(教育長) はい、委員。

(委員) はい、利用者の方にそんなに影響はないということですが、何らかの形でのお知らせというのはないのでしょうか。そして、いつからの施行とお考えでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 公布、告示を行います。決裁をしましたら告示となり、この日からの施行になります。利用者に関しましては、お知らせとしてはこういう事を改正しましたということのお知らせを、図書館だよりや図書館のホームページ等でお知らせさせていただくことになるかと思えます。

(教育長) はい、委員。

(委員) だいたい何月ぐらいからというような目標を決めておられますか。

(事務局) えっと、もう9月に。

(委員) 9月、もう直ぐということで。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 要綱につきましては、定例教育委員会の方で議決いただきます。その後、庁内の方で決裁を取りまして、名張市の場合、市役所玄関に掲示板っていうのがありまして、そこに掲載をして初めて効力が発生するという形になりますので、今日あって数日以内に掲示板に掲示して効力を発生さすように考えています。

(教育長) 委員、よろしいでしょうか。

(委員) はい。ありがとうございます。

(教育長) 他の委員さん方でご質問ございませんか。委員いかがですか。

(委員) はい、ありがとうございます。この様式を拝見した中で、今回改正案のところにもローマ字で Name や Address とかありますが、市民の方で日本国籍を持っておられなくて余り日本語が分からないという外国の方も、今図書館を利用できるようにという事なのかなと思って資料を見ていますが、その理解であっていますでしょうか。つまり、利用者とい

うのは市民に限られているのか、国籍の有無とか、居住届けが名張市かどうかなど、色々な事が確認の事項になるわけでしょうか。保険証とか免許証とかありますけども、利用は申請したけれど通らないという方もいらっしゃるという理解でしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) まず利用者につきましては、三重県ないしは奈良県に住所がある方が対象になってきます。最初におっしゃっていただきました、日本語がまだ堪能でない方、名張市等にお住まいの方についても利用は可能であります。実際に日本語以外のですね、書籍も図書館には揃えておりますので、読んでいただけたらと思います、以上です。

(教育長) 委員いかがですか。

(委員) はい、了解しました。住所が奈良県か三重県ということですね。はい、了解しました。ありがとうございます。

(教育長) ありがとうございます。他の委員さん方で、この件についてご質問等ございましたらお出しただけたらと思いますけども。よろしいでしょうか。そうしましたら、ただ今提案のありました件でございますけれども、異議がないようでございますので原案どおりの議決ということでよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(教育長) そうしましたらこの件につきましては、第9号、第10号につきましては原案どおりの議決ということでさせていただきますので、よろしくをお願いします。続きまして議案第11号及び第12号について一括で議事の方進めさせていただきたいと思います。

第11号 名張市学校給食会計補助金交付内規の制定について

第12号 名張市立中学校における注文弁当販売事業補助金交付内規の制定について

(事務局 説明)

(教育長) はい、事務局の方から説明があったわけでございますけれども、ちょっと細かな話で申し訳なかったわけですけども、ご質問等ございましたら各委員の方からお出しただけたらと思いますけれども。

(教育長) はい、委員どうぞ。

(委員) 今回、補助金を出していくにあたり、規則で対応していくというお話であったかと思えます。手続き的な話は理解させていただきました。一点、教えてください。今回、注文弁当を頼む人には50円の補助が出て、家からお弁当を持参する人は対象ではないと

いう補助金になります。その点は、どのように検討されたのでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 今、1校当たりの注文弁当の発注が、平均ですが、概ね1桁台の注文しかないという状況で、以前に比べて減ってきています。そうした状況の中で、弁当事業者さんは、注文取って配達していただくと、収支としてだいぶマイナスになっています。仮に50円を補助したとしても、結構マイナスになっていてこの注文弁当の事業継続が難しいとおっしゃっています。ただ、中学校給食が始まるまでの間、あと4年から5年は続けていかなければなりません。弁当を持って来ることができない生徒のために、何とか弁当事業者の方には続けていただきたい。そこで、50円を補助する事と致しております。物価高騰の影響による値上げが続くと、恐らく更に注文件数は減るであろうと見込まれるところがあり、少ないながらも弁当を必要とする生徒のために、給食が無い中、注文弁当の事業を続けるために行う事と考えております。

(教育長) はい、どうぞ。

(委員) はい、この事業者にも、それから今弁当を頼んでいる人にも継続して利便を図るという意味で市が間に入っていると理解しました。ただ、お弁当を頼んでいる方が、なぜ自分が補助対象になっているのか分からないのではないのでしょうか。何か給食という意味とこのお弁当の補助というのは、今一つ、話がしっくりこないのですが、そのあたりはどういうご認識ですか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい、すみません。こちらの大元の考え方と致しまして、新型コロナウイルス感染症が増えている中で物価も上がっていると、その事に対する国の臨時交付金を活用した事業になります。この物価高騰に対する支援というのは、直接市民の方に対する支援、事業者の方で物価高騰で困っている場合に行われる支援、大きく分けて二つ、市民に対してと事業者に対して行う二つございます。市全体で言うと、事業者の方に設備投資をするために支援をしますよというのは事業者支援になると思いますし、例えば、お子さんがいる世帯に1万円を配りますよというのは個人の方の支援になります。これは何れも物価高騰に対する支援というのが大元の考え方になってございます。今回、給食会計に対する支援というのは、保護者の方が給食費を払われていて家計が物価高騰で大変だろうという事で、間接的に給食費に対する補助を出す事で家計支援という考え方とってございます。もう一点、中学校の注文弁当の支援については中学校の弁当かどうかという事はあるんですけども、これは事業者の方が物価高騰で人件費も上がる、運送費も上がる、食料調達コストも上がるという事で事業者に対する支援でございます。ですので、教育委員会の方で、保護者の方に対する小学校給食費への支援というのと、事業者に対する支援として注文弁当に対して、教育関係でコロナ交付金を使わせてもらう一部の事業というふうにして組立をさせていただいております。以上です。

(教育長) 委員、どうぞ。

(委員) 組立は理解できました。事業者への補助となっていますが、保護者に対しての説明はどうでしょうか。注文弁当を頼む人とお弁当を持参する人との間で、公平性が保てないのではと、懸念しますがいかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 失礼します。元々この注文弁当の販売の始まりというのが、平成16年ぐらいに中学校給食をすぐに始められないことから、代替事業として注文弁当販売を始める事になりました。経済的に厳しいとかだけではなく、時間の都合や様々な家庭の事情等で、もしくはその日の突発的な都合などで、お弁当が持ってこられない子どもがいます。その時に昼食なしではいけないということで、注文弁当販売を始めるにあたり、事業者さんを教育委員会で探して契約を結び、注文数が多い少ないにかかわらずこの金額で毎食販売していただくをお願いしております。中学校給食が始まるまでの間、教育委員会は中学校給食の代替事業として続けて行かなければならない事業となっております。登校途中に買ってくる子もいるのではと考えられますが、登校してしまうと校外に買いに出ることはできません。今回の補助は、この注文弁当の制度を続けていくために、させていただきたいものとなっております。先ほどの事業者支援でもありつつ、継続のために行いたいものとなっております。お弁当の販売価格が上がらないようにあくまでも代替事業である注文弁当販売を続けるために行いたいものと、そういう趣旨で行っているものになります。

(教育長) 委員、他の委員さん方のご意見も一緒に聞かせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) はい、お願いします。

(教育長) 他の委員さん方でこの件に関して、ご意見等ございましたらお出しただけたらと思います。いかがですか。はい、委員。

(委員) はい、この代替事業ですが、今まで聞かせていただいている、かつては持ってこれない子に対して、先生が買いに行くなど、様々な背景があったと思います。その中で生まれた事業ですし、今こうやって事業者の方が光熱水費の事等、450円と聞かせただいて、非常に厳しいと思います。おっしゃるとおりだと思いますので、この辺のところはですね、地方創生臨時交付金使えるか使えないかではなく、その事業者にとっては値上げもやむを得ないと思いますし、こちらからそういうような形での支援をしなければいけないと思います。

(教育長) 他の委員さん方でいかがですか。はい、委員。

(委員) はい、保護者という事でまさしく中学生の息子がいますので、このお弁当の問題

なんですけれども、最初のころは多分400円だったと思います。その後ちょっと私も分からない時に、450円に値上がりした感じだと思うんですね。この値上げは、あまり頼む人が少ないのかなど、思っておりました。また、450円という値段は、毎日だとかなりの負担になりますので、そこを何とか保護者が一生懸命頑張ってお弁当を作っている状態です。どうしてもやむ負えない場合に使っている子どもさんが多いのではないかと私には感じます。ですので、これが、やむを得ない事情がある場合に利用するのに必要な、給食ができるまで必要な制度かと思えます。これが500円となってしまうと、本当に意味のないものになってしまうと感じます。毎食、500円を子どもに持たせるのは厳しい事になってしまうので、事業者支援するという形で、価格を抑えていただくという事を目指してもらえたらと思います。以上です。

(教育長) はい、ありがとうございます。はい、委員。

(委員) 私も、委員さんがおっしゃったとおりだと思います。私も現場出ている時にはお弁当にお世話になっておりました。400円だったと思います。導入された経緯はさっき説明あった通りだったと思います。ただ事情として、作れない、作れるだけではないに、一度こんなメニュー食べてみたいという事で買おうという方もいて、注文も多かったと思います。今、聞かせていただいたら非常に少ないなど。さっきからご指摘あるみたいに、私も校長先生から保護者への周知となると、どのように受け止められるかと、市の施策として、ましてやこれだけ社会的な大きな課題になっている事に対する対応として様々な反応があるのではないかと思います。ですので、30日の校長会で様々な意見があったと思っています。教育委員会の取組として一人一人の子どもとか保護者を見ていって、不公平感が出てくると思いますが、先ほど聞かせていただいて、事業者を支援していくという点でという事になれば、それも致し方ない事だと考えます。それから家庭の事情はさっき委員さん言われた通りだと思いますけども、致し方ない事なのかなと思います。業者の言うとおり、500円というのは確かに高いと思いますし負担になりますので、ただ、自分の家でお弁当作っている方が、お金がかかっているのではないかと、という議論と一緒にレベルになってしまった時には、やはり不公平感というか、それでいいのかという思いは出てきますが、先ほど室長からの説明で言われました事業者支援でとなりますと、その方向も致し方ないのではというのが、今の思いです。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 様々なご意見、委員の皆様、ありがとうございます。委員もありがとうございます。ちょっと繰り返しになってしまっていますが、名張市の場合、小学校は給食をやっているんで給食会計に対する補助をするとそれが直接的に保護者の方の支援に繋がります。中学校の場合、公平性という事を考えた時に、保護者の方に対する直接的な支援が出来るか、出来ないか、やり易いかやり難いかという事を先ず一つ仕組みとして組立として考えられると思います。なので、小学校で給食を実施していますので、給食に対する支援を入れると、保護者家計の間接的な支援につながります。しかし、中学校の場合は給食を実施していませんので、直接的に保護者の方に例えば何百円なんかを支援するという方法も取れな

くはないと思います。ただ、今回のその物価高騰に対する支援という事を考えた時に、確かに保護者の方という捉えで言えば、その家計には大変な部分があると思いますが、それは市民の方等しく同じになってくるので、その市民全体での支援という事で、今回中学校給食の場合、直接的に名張市の方が契約をして中学校弁当配達をしていただいている事業者が2社ございますので、その事業者に対する物価高騰の支援という事で、どちらが正しいという事はないんですけども、行政の方が支出をする時に組立をしやすいというのが中学校の場合は事業者支援という組立になってございます。ですので、公平性という事をまず考えた時には、保護者への直接支援というのが一番公平なのかと思うのですが、そういった給食の提供のあり方であったり人件費の支援という事を背景とした交付金の使い方となったりすると、こちらのやり方というのがベターなのかと、事務局としては考えております。以上です。

(教育長) はい、ありがとうございました。今いろんな委員さんの方からもご意見いただいたわけですけども、いろんな課題がある中で今回の内規の制定にはなってくるのですが、委員いかがですか。はい、どうぞ。

(委員) はい、ちょっと疑問なのは500円になるという事で、折半という話は出なかったのでしょうか、475円。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) 元々のご相談の内容が500円、2学期から500円に上げないとやっていけないという事でした。あと、475円になると、事業者の方、多いところは3校回っていただきますが、事業者の方と生徒さんとのやり取りなども煩雑になるのではと考えるところです。交渉はしていませんが50円上げないとやって行けないという申し出から考えて、値上げの圧縮をお願いするのは、厳しかったというところがあります。

(教育長) 委員よろしいですか。はい、どうぞ。

(委員) はい、実務として、そういうふうに先回りして市が負担するというか補助金を使うというお話しになったという経緯は分かりました。ただ、今回はその全員入れても100人にも満たない数だから問題にならないだろうという発想もあったのではないかと思います。考え方としては、少数の方に対する便益であるという事については、不公平な問題ですので、そういった意味ではですね、そういった判断をされたというふうに私は理解しています。それからもう一つは、内規の設定理由ですが、どちらも補助金を利用してという事をおっしゃっていただいている、新型コロナウイルス感染症の補助金、色々国からある中で、じゃあここで使おうとかか、こういった場合は使えるのではないかと、というような事になられるのですか。なぜかと言いますと、今回、食材の値上げとか業者さんが苦しいとか、それから物価高騰というのは、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いと、言葉の上については、非常に違和感があります。物価の高騰は感染症の拡大の影響だけではありません。むしろ、円安だとか他の内容の方が大きいのではないのでしょうか。そうい

ったことを分析されての文言には思えないのです。その辺り、補助金を使うので、こういった文言になっているのかと。物価高騰という事だと、非常に違和感のある制定の理由になっていると感じています。そのあたりいかがでしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) ありがとうございます。さっきお伝えした小学校給食に対する食材料費の分については物価高騰、消費者物価指数が4%上がっていますので、4%を取っています。ただ、注文弁当の場合は、人件費やガソリン代を含めた配達にかかるコストを、業者さんの設定した費用そのままの形にはなっていますが、概ね食材費4%で20円弱ぐらいになりますので、そういったコストを含めると、50円というのは、事業者さんの企業努力も含めた金額というふうに捉えさせてもらっております。もう一点、そのコロナの臨時交付金を前提にした補助ではないか、というお話についてですが、今回についてはコロナの補助金を前提にした補助になっています。これは実は国の方でも、この臨時交付金を作られる際に、文部科学省や政党を中心として家計の支援のために食材料費を上げないための使い方というのを強く示しております。ですので、まあ一定国の方がリードした補助金という事になってございます。おそらくですが、多くの自治体で同様の補助を設定されていると思います。ですので、あくまでも委員がおっしゃられたようにコロナ対応というのがあって、直ちに物価高騰に繋げているかどうかというのがありますが、そのコロナ交付金の使い道として明確に示されているものの事業の一つというふうに認識いただければというふうに思います。以上です。

(教育長) 委員よろしいですか。

(委員) はい、それでこの違和感のある制定理由の文言になったという事ですね。はい、ありがとうございます。

(教育長) ありがとうございます。いろんなご意見あるわけですが、この内規の制定について他にご意見ございませんか。よろしいでしょうか。

(委員) もう一つ、すいません。

(教育長) はいどうぞ。

(委員) 補助金は今限りという事ですか。この後、出るかどうかわからないということだと、この後、この制度はどうなっていくのでしょうか。確かそういったご質問をされていた委員さんもいらっしゃったと思いますが、お答えもいただいたかもしれませんが。今回は補助金が使える、ただ、翌年以降、もし補助金が無くなった時に、物価の高騰がそのままダイレクトに家計に影響を与えるわけです。そういう事については、どういうご見解でしょうか。

(教育長) はい、事務局。

(事務局) はい。今この物価高騰の分につきましては、今限りという形で聞いております。ただ、現状では今限りですが、また引き続きあるかどうかというところは、今のところ分かっておりません。ただし、これが今後付かない、今度は地方創生のお金がないという事になれば、一定値上げをせざるを得ない状況にもなるのかなと考えてございます。以上です。

(教育長) 委員よろしいですか。

(委員) はい、理解できました。その時は保護者の方、利用者の方にご負担いただくという事でやらざるを得ない状況になるという、という事で理解できました。はい、ありがとうございます。

(教育長) はい、ありがとうございます。様々な点で委員の皆様方からご意見をいただいたわけでございますけれども、この第11号・第12号につきまして原案どおりの議決という事で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(教育長) 委員よろしいですか。

(委員) やむを得ないという事で、今回は補助金があるからこれで実施するという事で理解しました。

(教育長) はい、わかりました。そうしましたら原案のとおり議決という事でさせていただきますかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。そうしましたら続きまして3の協議という事で入らせていただきたいと思います。

3 協議

(1) 令和4年度 名張市スポーツ大賞表彰に関する審査について【非公開】

(事務局 説明)

4 その他

- 1) 児童生徒の問題行動について(7月分)【非公開】 (学校教育室)
- 2) 市民文化祭及び文化協会総合フェスティバルについて (文化生涯学習室)
- 3) 図書館だより(2022年9月号)について (図書館)
- 4) その他
・各所属からの諸事項

1) 児童生徒の問題行動について（7月分）【非公開】

（事務局 説明）

2) 市民文化祭及び文化協会総合フェスティバルについて

（事務局 説明）

（教育長）はい、ありがとうございました。そうしましたら、当日配付資料について、続けて事務局。

（事務局）はい、当日配付させていただいた市美展の関係でまだご報告してない部分が2点ほどありましたので、報告をさせていただきたいと思います。市美展の関連イベントで市美展並びに体験等させていただくというのは、従前ご報告させていただいていましたが、ちょうど2ページ以降でございます。文化体験のスタンプラリーを実施するというので、これを公募をさせていただきました。10点、うちの事業2つございますけども、8ヶ所のお店等から、そのイベントに参加したいということでお申し出がありました。先日、プレスリリースもさせていただいたところがございます。細かい内容につきましては、時間的に割愛をさせていただきます。もう1点でございます、資料6ページでございます。実は今、近大高専さんと共同研究という形で、旧町の町家と藤堂家邸の活用ということで共同研究をさせていただいていますが、その関係で近大高専の建築系の先生で田中准教授とご相談をさせていただきまして、名張地区の町家とですね、教育委員会の方で管理しております登録有形文化財のことについて、10月1日に市美展の連携イベントの一環として講演をいただくことになりました。この中で、近大高専さんの方でご検討いただいた旧増岡家、現在、イエノキという工務店が入っていますが、この建物の研究成果と、一般の方から、一度見てみたいと要望が多かった、旧喜多藤、喜多藤の旅館の方を、所有者の方とお話がつきまして、この日に設定いただけることになりました。そこで、先生に解説していただきながらまち歩きをする企画をさせていただきました。ただ、会場の都合で、残念ながら20席しか、ふれあいの会場は席が確保できないので、定員を20名とさせていただいています。9月5日から、受付を開始させていただきますが、多分その日のうちもしくは翌日の午前には席がなくなるかなと思っています。以上でございます。

（教育長）はい。ありがとうございました。そうしましたら、他のはい。事務局。

3) 図書館だより（2022年9月号）について

（事務局 説明）

（教育長）はい。ありがとうございました。委員からの指摘による修正の部分について、事務局。

（事務局）はい。図書館だよりの左上段、名張市立図書館からのお知らせの中で空調改修工事が延長になりますという事でお知らせをいれさせていただいたんですけど、委員さんの方からもご指摘を受けまして、明確に理由を明記してはということで、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う海外工場の操業停止の影響により改修する空調部品の供給に遅れが生じたため空調改修工事が延長となります。9月上旬完了予定という形に、文章を変え

させていただいて、配布をさせていただいています。以上です。
(教育長) はい。それでは、その他へ移ります。事務局どうぞ。

4) その他

(事務局) 失礼いたします。私の方から三点ご説明をさせていただきます。まず一点目、こちらのスポーツフェスティバルというカラー刷りの部分ご覧いただけたらと思います。それではですね、このチラシに基づきましてご説明させていただきますのは、令和4年10月10日、スポーツの日ですね、開催を予定しております名張スポーツフェスティバル2022でございます。六点、ご案内ご説明でございます。まず一点目、年月日につきましては、令和4年10月10日のスポーツの日に9時から15時まで。二点目、場所でございます。名張市夏見の中央公園一帯マツヤマSSKアリーナ市総合体育館一帯です。三点目、開催内容でございます。先ほどのスポーツ大賞の部分でご説明申し上げましたスポーツ大賞の表彰式を、9時30分から10時、そしてまた、エクスポフェア2022というのも同時開催をしていきたいと、考えております。また、表彰式の部分につきましては、9時30分から10時ということでコンパクトにしております。コロナ過であり、委員さん等のご案内につきましてはコンパクトにしておりますので、ご理解をよろしくお願いたします。四点目、開催を一緒にしていく団体につきましてはでございます。名張市スポーツ協会、そして名張市スポーツレクリエーション協会ほか、関係協力いただく団体の皆様と共に行きたいと考えております。次、五点目、PRの方法でございます。本日この場面でご説明をさせていただいた後、明日、9月2日金曜日に、プレスリリースをさせていただくと共に、名前市の公式ホームページや市内の15地域の各市民センターでの掲示、また、市内全小中学校への掲示のご協力をお願い、そしてまた、関係協会、関係企業様の店舗への掲示のお願いもしてまいりたいと考えております。最後六点目、開催の方法ですね。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、スポーツ体験をするとき以外、特に密接する場面では、マスク着用をお願いしていきたいと考えております。また、感染対策を考慮した受付の窓口であったり、動線の一方通行であったり、関係協会と連携しながら、当日の運営をしてまいりたいと考えております。まずこちらがスポーツフェスティバル2022、一点目のご説明でございます。続きまして、二点目、こちら、お手元のウォーキングのチラシをご覧いただけたらありがたいです。こちらにつきましては、みんなで歩こうオキツモ名張赤目ウォーキングの説明でございます。令和4年10月29日土曜日に開催を予定しているイベントでございます。昨年、この同じ赤目で、企画をしたものの、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から注意し余儀なくされたところでございます。従いまして今年はですね、再度このコースで企画をしてきたところでございます。こちらにつきましても、六点ご案内、ご説明させていただきます。まず一点目が、先ほどご説明申し上げました開催日は10月29日ということで、午前中で考えております。二点目、コースにつきましては、錦生赤目小学校をスタートゴール地点といたしまして、極楽寺や勝手神社を巡る4キロのコースということで、秋の赤目を感じていただけるコース設定としております。三点目、主催者は名張市スポーツ推進委員協議会ということで、24名の方が、私どもの方で活動をしているところです。こちら24名の方が、コースの設定であったり、コースの下見また当日の運営であったり、交差点など危険箇所、実際に委員さ

んが立って、事故防止のために案内をしていくということで、運営をしていくところがございます。四点目、定員につきましては100名で今募集をかけようとしております。五点目、啓発につきましては先ほどのスポーツフェスタと同様に進めて行きますが、いわゆるこちら広報なばり9月号、9月10日前後に、各ご家庭に配布される予定ですが、そういった関係でもございますので、プレスリリースにつきましては、9月9日、来週金曜日にしていきたいと考えておりました、先ほど申しあげました市ホームページ以外にも、市民センターや市内全小中学校にも、掲示のお願いをしていきたいなと考えております。最後六点目、同じく開催方法でございます。先ほど申しあげましたマスクの着用のルールでありまして、また、受け付け窓口の運営方法につきましても、主催の名張市スポーツ推進協議会と連携して実施していきたいと考えております。最後三点目でございます。こちら資料がございません。お伝えしたいことは、例年11月に開催をしまいでました。名張ひなち湖紅葉マラソン大会、名張ひなち湖マラソン大会2022を行わないという説明でございます。こちらにつきましては三点、ご説明させていただきます。まず、行わない理由でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度、そして令和3年度の2ヵ年度におきまして、例年11月にひなち湖そしてまた、同一年度の2月には青蓮寺湖駅伝も、同一年度に二つの開催をしてきましたが、これが2ヵ年連続で開催中止を余儀なくされたところです。本年度におきましては、社会経済活動をまわしていく、このwithコロナの中で開催をしていくべく、スポーツ協会と協議をしていったところですが、大会の参加者に魅力を感じていただけるような企画、いわゆる目玉企画でございましたお楽しみ抽選会とか、豚汁の振る舞いなども、開催規模を考えていく中で、できないということで協議をしてきたところです。そういった中で、参加者の大会に対する魅力を損ねる結果を招くことになりましたので、今年については、二つの大会をも実施するのではなくて、今年に関しては、ひなち湖は行なわず青蓮寺湖のみに力を集中していきたい、そのように考えております。そういった中で、来年2月に向けて大会を開催すべく、そしてまた、参加者が魅力を感じていただけるような大会内容、そして運営方法を、現在、スポーツ協会と連携し協議しているところでございます。最後、三点目になります、今後の考え方です。現在のところ隔年開催を考えております。今年、令和4年度は青蓮寺湖、令和5年度はひなち湖、また次の年は青蓮寺湖と、交代で実施していきたいと考えておりました、その方向でスポーツ協会と協議をしている状態でございます。以上です。

(教育長) はい。ありがとうございました。いろんな行事の中で説明があったわけですが、ご質問ございましたらお出しただけたらと思います。よろしいでしょうか。はい。そうしましたら、次回の定例教育委員会の日程確認ということで事務局よろしくお願ひします。

・定例教育委員会の日程について

決定	10月	6日(木)	午後	2時～	庁議室
予定	11月	2日(水)	午前	10時～	庁議室

(教育長) そしたら今日予定しておりました事項につきましては、これで終わらせていた

だきたいと思います。本当に色々な形で、コロナにつきましては、心配もかけるわけ
でございますけれども、これも見ながら進めていきたいなと思っているところでござい
ます。これをもちまして、令和4年度第6回目の定例教育委員会の方を終わらせて
いただきます。どうもありがとうございました。

(委員) ありがとうございました。